

## 第7章 長期給付

### 第1節 通 則

わが国の公的年金制度は、国民年金と被用者年金制度に大別され、被用者年金制度は厚生年金保険と地方公務員共済組合、国家公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団の年金から構成されています。

地方公務員の年金制度は、昭和37年12月1日に社会保障制度の一環として組合員の退職後の生活や死亡した組合員の遺族の生活の安定を図ることを目的として発足しました。

その後、わが国の急激な少子・高齢化社会の到来に対応するために数度の大幅な改定が行われています。

まず、昭和61年の改正により、全国民を対象とした新しい国民年金（基礎年金）が、共済組合の組合員とその被扶養者である配偶者にも適用され、共済年金を含む被用者年金は原則としてその上乗せの年金とされました。

平成6年及び平成12年の改正では、予想を超え急速に進展する少子・高齢化が、年金制度に大きく影響を与えることを憂慮し、老後の生活に必要な年金を保障するとともに、それを支える将来世代の負担が過重にならないよう給付水準が見直され、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることになりました。

さらに、平成16年の改正では、現役世代の負担に配慮し、公的年金にふさわしい給付水準を確保するため、マクロ経済スライドによる年金額の調整や、離婚時の年金分割制度が導入されています。

平成27年10月1日、被用者年金制度加入者の支給基準等の公平性を図るため、被用者年金一元化法が施行されました。この日以降、受給権が発生する年金は厚生年金として支給されることとなります。

この改正により、従来の共済年金に含まれていた平成27年9月までの「職域年金」は、10月1日から新たに創設された「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」とともに独自の年金として支給されることとなります。

#### 1 厚生年金の種類

名 称	内 容
老 齢 厚 生 年 金	被用者期間等が10年以上である者が、65歳に達したとき。なお、受給要件を満たしている場合は、65歳未満でも「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。
障 害 厚 生 年 金	組合員である間に初診日のある傷病により、障害等級が1級から3級の障害の程度に該当する障害の状態になったとき。
障 害 手 当 金	組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により、一定の障害（障害厚生年金が受けられない程度の軽度の障害）に該当したとき。（障害状態が固定したものに限る。）
遺 族 厚 生 年 金	(1) 組合員が死亡したとき。 (2) 退職後に、組合員である間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。 (3) 障害厚生（共済）年金の受給権者（障害等級が1級又は2級）が死亡したとき。 (4) 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者（従前の制度による退職年金等及び障害年金の受給権者を含む）又は被用者期間等が25年以上（経過措置あり）である者が死亡したとき。

#### 2 年金額の計算

厚生年金は各々が加入した年金制度から、加入した期間（対象となる期間）及びその間の掛金の基礎額の平均額により年金額が計算され、支給されます。

#### 3 組合員期間の計算 ※第7章において、組合員及び組合員期間は、一般組合員及び一般組合員期間を指します。

年金額の計算の基礎となる組合員期間は、組合員の資格を取得した日の属する月から退職（死亡）した日の翌日の属する月の前月までの月数となります。

なお、平成27年10月1日以降は、年金一元化により、70歳以上の者は厚生年金の被保険者の資格を喪失します。

4 平均標準報酬月額及び平均標準報酬額

平成15年4月1日から、毎月の給料及び期末手当等から掛金を徴収し、年金額に反映させる総報酬制が導入されたことにより、平成15年3月までは標準報酬月額と呼び、平成15年4月以降は期末手当等を含めた標準報酬額と呼びます。

このため、年金額は平成15年3月までの年金額と平成15年4月以降の年金額をそれぞれ計算して合算した額で計算されます。

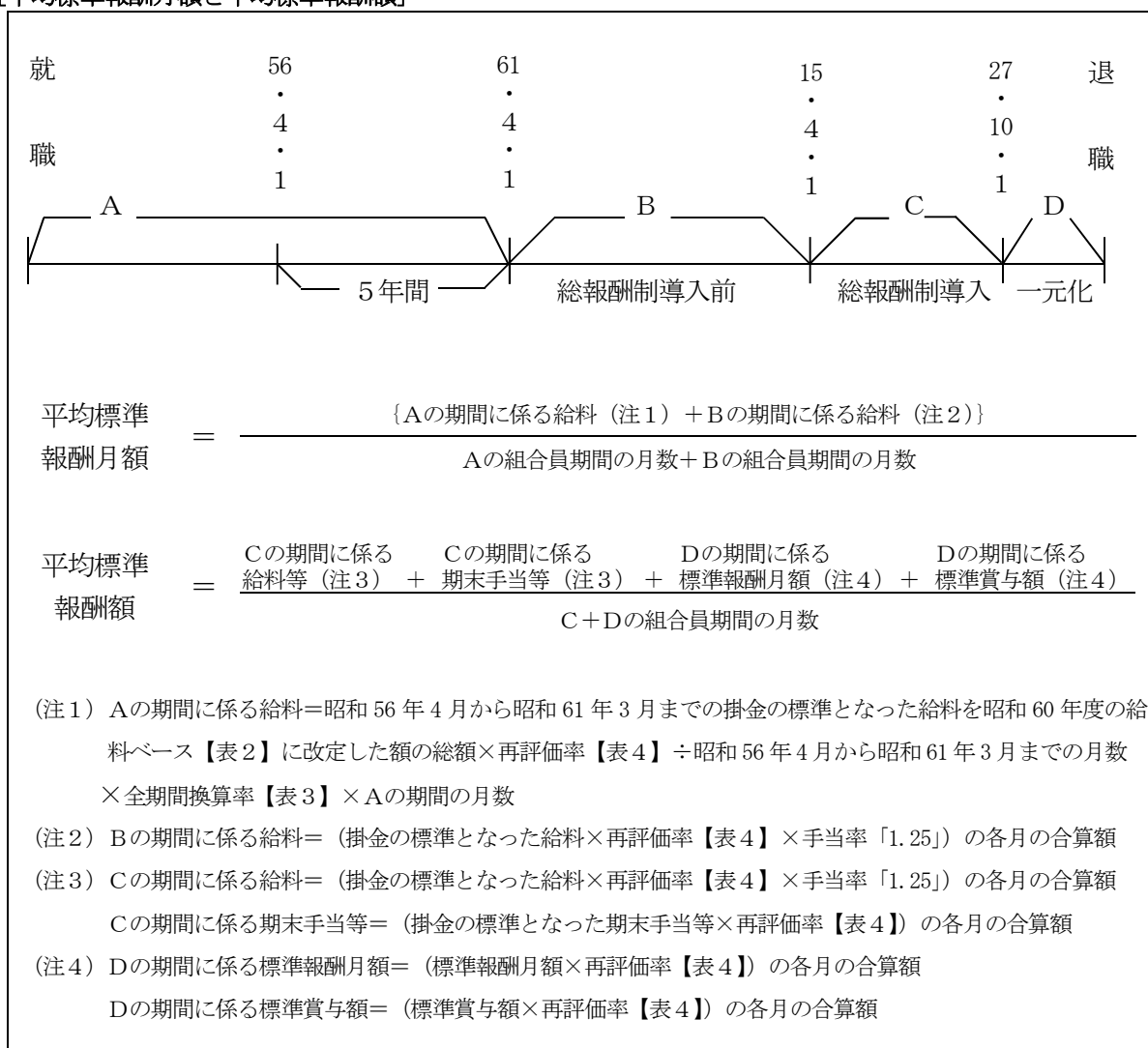
平成15年3月までの各月の掛金の標準となった給料の額に、再評価率（注）及び公務員の平均的な諸手当相当分を上乗せするための手当率「1.25」を乗じて得た額を、平成15年3月までの組合員期間で除した額を「平均標準報酬月額」といいます。

また、平成15年4月から平成27年9月までの各月の掛金の標準となった給料の額に再評価率及び手当率「1.25」を乗じて得た額及び平成27年10月以降の標準報酬月額と、掛金の標準となった期末手当等の額（千円未満切捨、27年10月以降は標準賞与額）に再評価率を乗じて得た額とを合計した額を、平成15年4月以降の組合員期間で除した額を「平均標準報酬額」といいます。

なお、掛金の標準となる給料（標準報酬月額）及び期末手当等の額（標準賞与額）には、最高限度額が定められています。（【表1】参照）

（注）再評価率とは、過去の給与（給料）及び期末手当等を現在の価値に置き換える率のことで、名目手取り賃金変動率や物価の変動に応じて毎年見直しがあります。

[平均標準報酬月額と平均標準報酬額]



【表1】掛金の標準となる給料（標準報酬月額）及び期末手当等（標準賞与額）の最高限度額

期	間	給料の最高限度額
昭和61年4月1日	平成元年12月31日まで	376,000円
平成2年1月1日	平成6年11月30日まで	424,000円
平成6年12月1日	平成12年9月30日まで	472,000円
平成12年10月1日	平成27年9月30日まで	496,000円
期	間	標準報酬月額の最高限度額
平成27年10月1日	以降	620,000円

期	間	期末手当等（標準賞与）の最高限度額
平成15年4月1日	以降	1,500,000円

【表2】昭和56年度から昭和60年度までの各年度の給料を昭和60年度水準にするための率

期	間	率
昭和56年4月1日	昭和57年3月31日までの期間	1.109
昭和57年4月1日	昭和58年3月31日までの期間	1.109
昭和58年4月1日	昭和59年3月31日までの期間	1.087
昭和59年4月1日	昭和60年3月31日までの期間	1.052
昭和60年4月1日	昭和61年3月31日までの期間	1.000

(注) 460,000円（昭和60年度の最高限度額）を超えるときは、当該額を限度とします。

【表3】全期間換算率（施行日前適用）（注）25年を超えるもの以上は省略しています。

期	間	率	期	間	率	期	間	率
5年以下		1.255	11年を超え12年以下		1.123	18年を超え19年以下		1.003
5年を超え6年以下		1.246	12年を超え13年以下		1.104	19年を超え20年以下		0.988
6年を超え7年以下		1.226	13年を超え14年以下		1.086	20年を超え21年以下		0.974
7年を超え8年以下		1.206	14年を超え15年以下		1.068	21年を超え22年以下		0.960
8年を超え9年以下		1.183	15年を超え16年以下		1.051	22年を超え23年以下		0.947
9年を超え10年以下		1.162	16年を超え17年以下		1.035	23年を超え24年以下		0.934
10年を超え11年以下		1.143	17年を超え18年以下		1.019	24年を超え25年以下		0.922

【表4】再評価率表（令和5年）

受給権者の生年月日 期 間		S13. 4. 2～S31. 4. 1	S31. 4. 2～
		1	昭和62年3月以前の期間
2	昭和62年4月から昭和63年3月までの期間	1.278	1.282
3	昭和63年4月から平成元年11月までの期間	1.246	1.250
4	平成元年12月から平成3年3月までの期間	1.171	1.174
5	平成3年4月から平成4年3月までの期間	1.118	1.121
6	平成4年4月から平成5年3月までの期間	1.087	1.090
7	平成5年4月から平成6年3月までの期間	1.064	1.067
8	平成6年4月から平成7年3月までの期間	1.043	1.047
9	平成7年4月から平成8年3月までの期間	1.022	1.025
10	平成8年4月から平成9年3月までの期間	1.010	1.013
11	平成9年4月から平成10年3月までの期間	0.997	1.000
12	平成10年4月から平成11年3月までの期間	0.984	0.987
13	平成11年4月から平成13年3月までの期間	0.983	0.986
14	平成13年4月から平成14年3月までの期間	0.982	0.985
15	平成14年4月から平成15年3月までの期間	0.988	0.991
16	平成15年4月から平成16年3月までの期間	0.991	0.994
17	平成16年4月から平成17年3月までの期間	0.993	0.995
18	平成17年4月から平成19年3月までの期間	0.995	0.997
19	平成19年4月から平成20年3月までの期間	0.991	0.994
20	平成20年4月から平成21年3月までの期間	0.975	0.978
21	平成21年4月から平成22年3月までの期間	0.987	0.990
22	平成22年4月から平成23年3月までの期間	0.993	0.995
23	平成23年4月から平成24年3月までの期間	0.996	0.998
24	平成24年4月から平成25年3月までの期間	0.997	1.000
25	平成25年4月から平成26年3月までの期間	0.999	1.002
26	平成26年4月から平成27年3月までの期間	0.970	0.973
27	平成27年4月から平成28年3月までの期間	0.965	0.968
28	平成28年4月から平成29年3月までの期間	0.968	0.971
29	平成29年4月から平成30年3月までの期間	0.964	0.967
30	平成30年4月から平成31年3月までの期間	0.955	0.958
31	平成31年4月から令和2年3月までの期間	0.952	0.955
32	令和2年4月から令和3年3月までの期間	0.952	0.952
33	令和3年4月から令和4年3月までの期間	0.954	0.954
34	令和4年4月から令和6年3月までの期間	0.930	0.930

## 5 年金の支給

老齢厚生年金の受給権は支給開始年齢（7-8頁【表8】参照）到達日（誕生日の前日）に発生し、受給権が発生した日の属する月の翌月分から年金が支給されます。

また、年金は死亡等により受給権が消滅した日（死亡日等）の属する月分まで支給されます。



(2) 経過的加算の額

大正15年4月2日以降に生まれた者については、その者の生年月日に応じて、次の計算式により計算された額が加算される経過措置があります。

特別支給の老齢厚生年金の 定額部分の額（注1）	－	老齢基礎年金のうち組合員期間に係る 部分に相当する額（注2）
----------------------------	---	-----------------------------------

（注1）7-8 頁「3 特別支給の老齢厚生年金」定額部分の額参照

（注2）昭和36年4月以降の20歳以上60歳未満の組合員期間

(3) 加給年金額

ア 加給年金額対象者（7-7 頁【表7】参照）

被保険者期間が20年以上※ある者が、老齢厚生年金を受ける権利を取得した当時、その者と生計を共にしていた次の者で、年間の収入が850万円又は所得が655.5万円未満（850万円以上であるが5年以内に850万円未満の収入となる場合も含む。）であるとき、加算されます。

- ① 65歳未満の配偶者（特例により大正15年4月1日以前に生まれた者を含む。）
- ② 18歳に達した日の属する年度末までの間にある子
- ③ 20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する障害状態にある子

※ 2以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、すべての厚生年金被保険者期間を合算して「20年以上」となるときに、原則として最も加入期間が長い実施期間から支給される老齢厚生年金に加算されます。

イ 加給年金額

- ① 配偶者 224,700円×賃金変動等改定率（注1）

ただし、老齢厚生年金の受給権者が昭和9年4月2日以降に生まれた者である場合には、【表6】のとおり、その者の生年月日に応じ、一定の額が加算されます。

【表6】配偶者に係る加給年金額の特例加算額

受給権者の生年月日	特別加算額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,200円×賃金変動等改定率（注1）
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,300円×賃金変動等改定率（注1）
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,500円×賃金変動等改定率（注1）
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,600円×賃金変動等改定率（注1）
昭和18年4月2日以降	165,800円×賃金変動等改定率（注1）

（注1）名目手取り賃金変動率を基準として毎年度改定される。令和5年度は1.018

- ② 子：2人目まで1人につき 224,700円×賃金変動等改定率（注1）
- 3人目から1人につき 74,900円×賃金変動等改定率（注1）

（注1）上記に同じ。

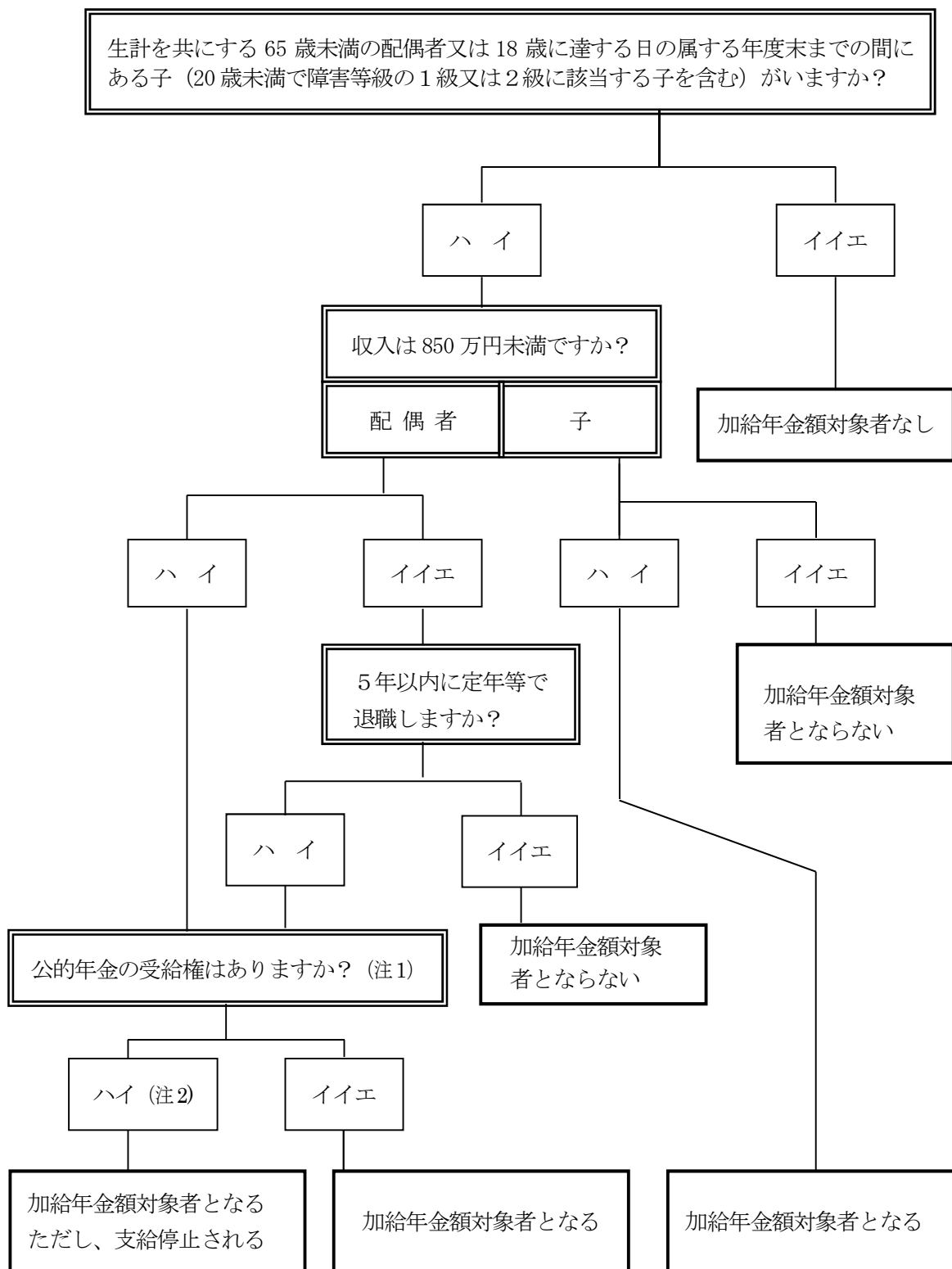
ウ 加給年金額の支給停止

加給年金額の対象となっている配偶者が、公的年金各法による長期在職（20年以上又は同等のもの）に係る老齢（退職）年金又は障害を給付事由とする年金を受給している場合は支給停止となります。

なお、在職中のために年金が全額支給停止されている場合も加給年金額は支給停止となります。

【表7】

### 加給年金額対象者



(注1) 公的年金は 20 年以上の加入期間がある老齢（退職）の年金又は障害年金に限る。  
 (注2) 受給権は発生しているが、在職中のために年金が全額支給停止されている場合も含む。

### 3 特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金は、原則として、65歳に達したときから受給権が発生しますが、一定条件のもとに65歳未満でも「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

(1) 受給要件

被保険者期間が1年以上ある者で被保険者期間等が10年以上あり、【表8】のとおり支給開始年齢に該当しているときに支給されます。

(2) 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

生年月日により【表8】のとおり支給開始年齢が定められています。

【表8】 年金の支給開始年齢

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 (支給開始年齢)
S25.10.2 ～S28.4.1	特別支給の退職共済年金					老齢厚生年金 老齢基礎年金
S28.4.2 ～S29.10.1		特別支給の退職共済年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金
S29.10.2 ～S30.4.1		特別支給の老齢厚生年金				老齢厚生年金 老齢基礎年金
S30.4.2 ～S32.4.1			特別支給の老齢厚生年金			老齢厚生年金 老齢基礎年金
S32.4.2 ～S34.4.1				特別支給の老齢厚生年金		老齢厚生年金 老齢基礎年金
S34.4.2 ～S36.4.1					特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金 老齢基礎年金
S36.4.2 以降						老齢厚生年金 老齢基礎年金

60歳から繰上げ可能  
\*受給要件あり

昭和36年4月2日以降に生まれた者は  
60歳から老齢厚生年金の繰上げが可能  
\*受給要件あり

#### 特別支給の老齢厚生年金 (61歳～64歳からの年金)

1年以上の被保険者期間があり、被保険者期間等が10年以上ある組合員及び組合員であった者に支給されます。平成27年9月までの組合員期間がある場合、経過的職域加算額が別途支給されます。

#### ※ 特別支給の退職共済年金

生年月日が昭和29年10月1日以前の者は、64歳まで「特別支給の退職共済年金」が支給されます。この「特別支給の退職共済年金」は職域相当部分が含まれているため、「経過的職域加算額」は支給されません。



**老齢厚生年金（65歳からの年金）**

年金受給要件を満たしている者に支給されます。

平成27年9月までの組合員期間がある場合、経過的職域加算額が、平成27年10月以降の組合員期間がある場合、年金払い退職給付が別途支給されます。

**老齢基礎年金**

日本年金機構から65歳から支給されます。

(3) 特別支給の老齢厚生年金の額

特別支給の老齢厚生年金の額は、次の合計額です。

$$\begin{array}{c} \text{特別支給の} \\ \text{老齢厚生年金額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{給料比例部分の額} \\ \text{(厚生年金相当額+経過的職域加算額)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{定額部分の額} \\ \text{※該当者のみ} \end{array} + \begin{array}{c} \text{加給年金額} \\ \text{※該当者のみ} \end{array}$$

ア 給料比例部分の額（厚生年金相当部分+経過的職域加算額）

65歳から支給される老齢厚生年金と同じです。（7-5 頁参照）

イ 定額部分の額（生年月日がS24.4.1以前の者及び特例年金該当者のみ支給）

$$1,628 \text{ 円} \times \text{改定率} \times \text{生年月日に応じた率} \times \text{被保険者期間の月数}$$

(注1)                      (注2)                      (注3)

(注1) 国民年金法第27条に規定する改定率（令和5年度は1.018）

(注2) 【表9】生年月日に応じた率

(注3) 【表9】組合員期間の限度月数

【表9】生年月日に応じた率及び組合員期間の限度月数

生年月日	生年月日に応じた率	組合員期間の限度月数
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	1.208	444月（37年）
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1.170	444月（37年）
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1.134	444月（37年）
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1.099	444月（37年）
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1.065	456月（38年）
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1.032	468月（39年）
昭和21年4月2日以降	1.000	480月（40年）

ウ 加給年金額（特例年金該当者のみ）

支給要件及び額については、65歳から支給される老齢厚生年金に加算される加給年金額と同じです。

ただし、定額部分を含む年金の受給権を取得した当時、その者によって生計を維持されていた場合に加算されます。（7-6 頁参照）

## (4) 障害者又は長期加入者の特例

65歳未満で「特別支給の老齢厚生年金」を受給できる者(昭和36年4月1日までに生まれた者)が、次のア、イのいずれかに該当するときは、「定額部分に相当する額」を含めた特例年金額を請求することができます。

なお、加給年金額対象者がいる者には、加給年金額が加算されます。

## ア 障害等級3級以上の障害者

- ① 組合員でないこと(注1)
- ② 傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあること  
(その傷病が治らない場合は、その傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日以後において障害の状態にあること)(注2)

## イ 組合員期間が44年以上の者(長期加入者)

- ① 組合員でないこと(注1)
- ② 同一制度内の組合員期間が44年以上あること

(注1)「組合員でないこと」とは一般組合員の資格喪失を意味するため、3月31日退職の場合は4月1日が喪失日(受給権発生日)になります。

(注2)組合員である間に初診日のある傷病に限りません。

## 4 経過的職域加算額

平成27年10月1日に施行された被用者年金一元化により、従来の「退職共済年金」に含まれていた職域年金相当部分の額は老齢厚生年金から切り離され、共済組合独自の「経過的職域加算額」として支給されます。

なお、平成27年9月までの組合員期間を有する者が「(本来支給の)老齢厚生年金」または「特別支給の老齢厚生年金」の受給要件を満たした時から支給されます。

平成15年3月以前の組合員期間			
平均給料月額	×	$\frac{1.425}{1000}$	×
		(注1)	(注2)
			平成15年4月以前の組合員期間の月数
$\left[ \begin{array}{l} \text{全組合員期間が} \\ \text{20年未満の場合} \end{array} \frac{0.713}{1000} \right]$			
(注1)			
平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間			
平均給与月額	×	$\frac{1.096}{1000}$	×
		(注1)	
			平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間の月数(注2)
$\left[ \begin{array}{l} \text{全組合員期間が} \\ \text{20年未満の場合} \end{array} \frac{0.548}{1000} \right]$			
(注1)			

(注1) 給付乗率について、昭和21年4月1日以前に生まれた者については経過措置があります。

(注2) 組合員期間の月数の上限はありません。

## 5 年金払い退職給付

共済年金の職域年金相当部分廃止後の新たな年金として、平成27年10月から「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」が創設されました。この「年金払い退職給付」は地方公務員の退職給付の一部として設けられるもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

### (1) 退職年金

#### ① 受給要件

次のアからウまでの要件をすべて満たしているときに支払われます。

ア 1年以上引き続き組合員期間を有すること。（注1）

イ 65歳に達していること

ウ 退職していること

（注1）平成27年10月1日に引き続きかない組合員期間を除く。

#### ② 積立期間

組合員期間中は「年金払い退職給付」として保険料と利子を積み立てていくこととなります。保険料は、組合員の給料から控除される掛金と雇用主（福岡県等）が支払う負担金との合計となっています。

また、毎月積み立てられた保険料には利子が付き、毎月複利で保険料と利子を積み立てていくこととなります。

この利子を計算するための率を「基準利率」といい、国債の利回りと連動しています。

なお、現在の積立金額等をお知らせするため、「年金払い退職給付の給付算定基礎額通知書」が、共済組合員の組合員の方には毎年、組合員資格を喪失した方は、退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度に送付されます。

#### ③ 支給について

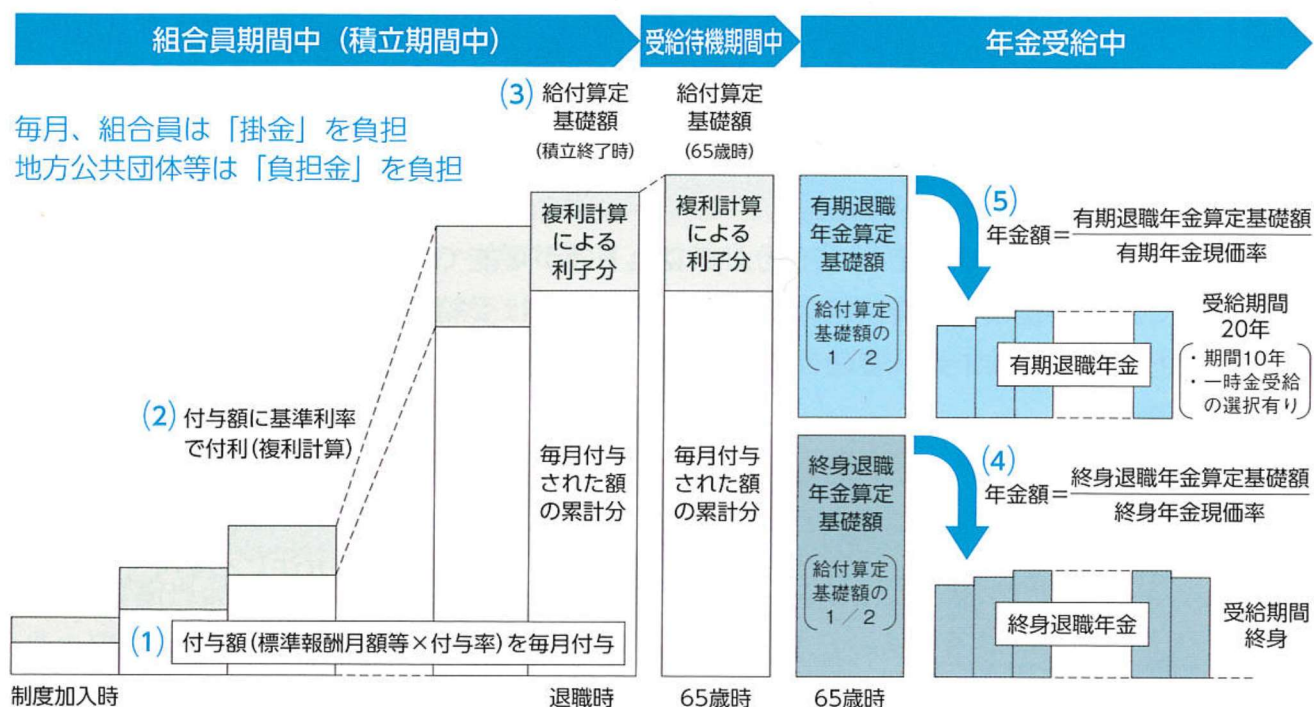
「年金払い退職給付」の支給額は、「給付算定基礎額」をもとに計算されます。「給付算定基礎額」とは、支給開始月の前月までの保険料と利子の合計金額となります。「給付算定基礎額」の半分は有期年金として、残りの半分は終身年金として支給されることとなります。

また、有期年金の支給は一時金、10年、20年の3つから選択することとなります。

なお、受給者が亡くなった場合は、終身年金は終了となり、有期年金に残余がある場合は、遺族に一時金として支給されます。

「給付算定基礎額」の半分を「有期退職年金算定基礎額」と「終身退職年金算定基礎額」に分けた後、終身年金にあつては、毎年の終身年金現価率で除した金額が、有期年金にあつては有期年金現価率で除した金額が合計されて支払われることとなります。なお、終身年金と有期年金の年金現価率は国債利回りや予想死亡率に連動して毎年見直しされます。

年金払い退職給付の積立から支給までのイメージ図



(2) 公務障害年金

組合員又は組合員であった者が次のすべてに該当するときに支給されます。なお、通勤災害の場合は対象となりません。

支給水準は2階部分の障害厚生年金と合わせて、共済年金の公務等による障害共済年金と同程度です。

- ① 公務による病気にかかり、または負傷した者であること。
- ② 初診日（公務傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）において、組合員であること。
- ③ 障害認定日に障害等級の1級から3級の障害状態であるとき

(3) 公務遺族年金

組合員又は組合員であった者が次のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。なお、通勤災害の場合は対象となりません。

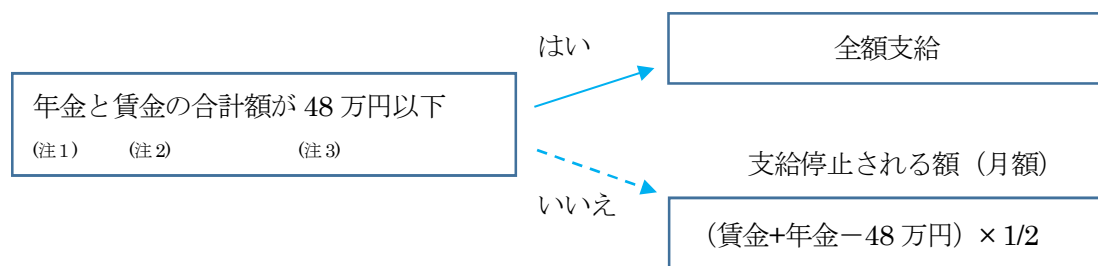
支給水準は2階部分の遺族厚生年金と合わせて共済年金の公務等による遺族共済年金と同程度です。

- ① 組合員が公務による傷病により死亡したとき
- ② 組合員であった者が、退職後に、被保険者である間に、初診日がある公務による傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき
- ③ 障害等級が1級もしくは2級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給者が当該公務障害年金の給付事由となった公務による傷病により死亡したとき

## 6 在職中又は再就職による老齢厚生年金の支給停止

年金受給者が共済組合員であるときや、民間会社等に勤務して厚生年金保険の被保険者になったとき、または国会議員・地方議会議員となったときは、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

なお、再就職先等で厚生年金制度に加入しない場合、年金の支給停止はありません。



(注1) 年金…老齢厚生年金(退職共済の厚生年金相当部分の額) × 1/12 (職域加算額および加給年金額を除く)

(注2) 賃金…(勤務先で決定される標準報酬月額) + (過去1年間に支給された賞与 × 1/12)

(注3) 支給停止基準額

- ※ 複数の老齢厚生年金がある場合は合算した額が対象となります。
- ※ 支給停止基準額は、賃金や物価の変動により、改定されることがあります。
- ※ 年金受給権者が公務員(再任用フルタイム職員を含む)の場合は、経過的職域加算額および共済年金の職域年金相当部分は支給されません。

## 7 繰上げ支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、受給要件を満たしている者が、繰上げ請求を行うことによって、60歳から月単位で年金を繰り上げて受給できます。

ただし、年金を繰り上げた場合、繰り上げた期間に応じて年金が繰上げ1月当たり0.4%(昭和37年4月1日以前に生まれた者は0.5%)の率を乗じた額が減額され、生涯にわたって減額された年金を受給することになります。

なお、老齢厚生年金を繰上げする場合は、65歳から支給される老齢基礎年金も同時に繰上げを行っていただくことになります。

また、繰上げ請求を行った後は事後重症などによる障害年金の請求ができなくなり、取消しをすることはできません。

### <減額される年金額>

- ・老齢厚生年金  
老齢厚生年金の額 × 4/1000 × 繰上げた月数
- ・老齢基礎年金  
老齢基礎年金の額 × 4/1000 × 繰上げた月数

※昭和37年4月1日以前に生まれた方は5/1000を乗じた年金額になります。

### 8 繰下げ支給の老齢厚生年金（退職共済年金）

65歳以降の老齢厚生年金（退職共済年金）は、平成19年4月から繰下げ支給制度が導入されました。老齢厚生年金（退職共済年金）の額は、繰下げ期間に応じた割合（1月当たり0.7%）の額が増額されます。繰下げは、1年以上の期間を繰り下げる必要がありますが、75歳まで最大10年間（昭和27年4月1日以前に生まれた方は、70歳まで最大5年間）となっています。

また、複数の老齢又は退職給付の受給権を有する場合は、それら全て繰下げを行っていただくこととなります。

ただし、在職中の場合は在職中による支給停止相当額は繰下げ加算の対象になりません。

### 9 年金の支給期間及び支給期月

#### (1) 支給期間

年金の給付は、給付事由が発生した日（退職の日など）の属する月の翌月からその事由のなくなった日（死亡日など）の属する月までの分が支給されます。

ただし、老齢厚生年金（退職共済年金）は、在職中は給料等との調整があります。

なお、障害厚生年金（障害共済年金）については、平成27年10月からの被用者年金制度の一元化により、在職中は職域部分を除いて支給されます。

#### (2) 支給期月

年金は年6回（偶数月の15日、その日が土・日・祝日の場合は直前の金融機関の営業日）に本部に届け出ている口座に送金します。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
受給分 (前月までの2か月間)	12・1月分	2・3月分	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分

### 10 年金額の改定等

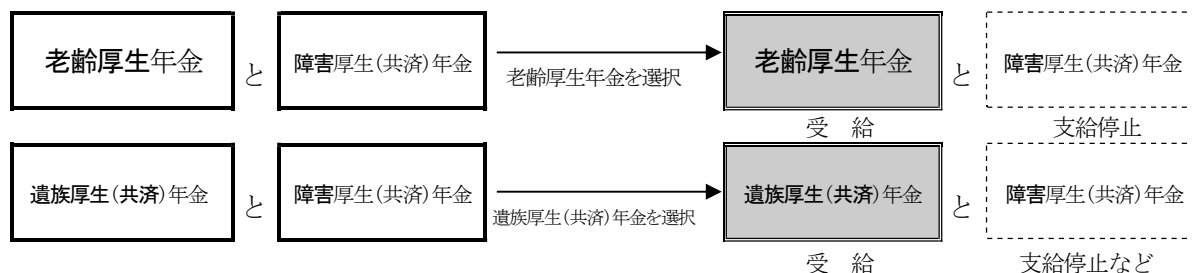
従来、年金額は全国消費者物価指数の変動により自動的に改定（物価スライド）されてきましたが、平成16年改正により年金給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、労働力人口の減少率や平均余命の伸びを反映させる仕組み（マクロ経済スライド）が導入されました。

そのため、年金額は、毎年4月に自動的に改定されますが、物価（賃金）上昇分だけ年金給付水準を引き上げるのではなく、そこからマクロ経済によるスライド調整率を差し引いて改定されます。

### 11 年金の併給調整

年金は、「一人一年金」を原則としており、複数の厚生（共済）年金又は他の法律に基づく年金を受けられる場合は、本人の選択によりいずれか1つの年金を選択すること（選択された年金以外は支給停止）とされています。

この調整は、厚生（共済）年金だけでなく、他の公的年金制度にも共通に適用されますが、年金の選択は、将来に向かっていつでも変更することができます。



## 12 既給一時金の返還

過去に昭和 54 年 12 月 31 日以前に退職し、退職一時金等の支給を受けた者が、老齢厚生年金等の受給権を有することとなったときは、その一時金の額にその支給を受けた翌月から受給権が発生した月までの期間における利子を加えた額を返還することになっています。

遺族厚生年金の受給権者についても、死亡した者が返還すべきであった金額を返還することになります。

返還方法は、受給者の希望により一時金で返還するか又は老齢厚生年金等から支給額の 2 分の 1 を限度として返還額に達するまで順次控除されます。

## 13 雇用保険法による給付と特別支給の老齢厚生年金等との調整

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、その年金額のうち職域年金相当部分の額を除き支給が停止されます。

失業給付を受けることになった場合、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」を公立学校共済組合本部に提出してください（様式は公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます）。

なお、65 歳からの「老齢厚生年金」は失業給付との調整はありませんので手続は不要です。

## 14 年金の給付制限

一般組合員又は一般組合員であった者が禁固以上の刑に処せられた場合又は停職以上の懲戒処分を受けた場合には、その者が支給を受ける退職共済年金又は障害共済年金における職域年金相当部分の額の一部が、老齢厚生年金又は障害厚生年金と共に経過的職域加算額の支給がある場合、経過的職域加算額の

一部が支給停止となります。

また、遺族共済年金又は経過的職域加算額のある遺族厚生年金の受給権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、その者が支給を受ける遺族共済年金のうち職域年金相当部分の額の一部又は経過的職域加算額の一部が支給停止となります。

なお、この給付制限は、当該給付制限を開始すべき月から通算して 60 月（5 年）間行うこととなります。

なお、退職共済年金、障害共済年金、経過的職域加算額のある老齢厚生年金、又は経過的職域加算額のある障害厚生年金の受給権者が禁固以上の刑に処せられて、その刑の執行を受けるときは、職域年金相当部分の額及び経過的職域加算額は支給停止となります。

## 15 第三者加害行為事故に係る損害賠償と年金との調整

一般組合員又は一般組合員であった者が第三者行為による事故に遭い、負傷し、あるいは死亡した場合、損害を受けた者又はその遺族は、加害者である第三者に対し損害賠償を行うことができますが、同時に事故により障害の年金や遺族の年金を受ける権利が発生した場合は、年金を受ける権利を有することとなります。

この場合、損害を受けた者又はその遺族は、同一の事由により二重の生活保障を受けることとなりますが、被害者の損害については、本来、加害者が賠償すべきものであり（民法第709条）、事故が起こっていないとしたならば、事故による障害の年金や遺族の年金を受ける権利も発生しなかったと考えられることから、厚生年金保険法等では、このような二重の生活保障を避けるための規定を設けており、受給権者（被害者）、保険者（公立学校共済組合等）及び加害者間で調整を図ることとなります。

すなわち、被害者が損害賠償金を受領したとき、そのうちの生活補償費相当額（逸失利益又は休業補償費等）を限度として、年金が支給停止となります。

なお、支給停止の期間は36か月が上限となります。

## 16 離婚時の年金分割制度

平成19年4月以降に夫婦が離婚した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができます。分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の2分の1を限度とします。平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、平成19年3月以前の保険料納付記録も分割対象となります。

また、平成20年4月以降の被扶養配偶者（第3号被保険者）の期間については、離婚等をした場合に当事者一方からの請求により、保険料納付記録を自動的に2分の1ずつ当事者間で分割することができます。

### 注意事項

- ① 離婚分割の請求ができるのは、離婚後2年以内となっています。
- ② 離婚分割を受けた者は、自分自身の支給開始年齢に到達したときから受給できますが、自身が被用者年金に1年以上加入したことがなければ、一律65歳からとなります。
- ③ 離婚分割を行った元配偶者が死亡しても、自身の年金受給には影響しません。
- ④ 離婚分割は給料比例部分の額のみで、基礎年金には影響しません。

※請求手続を行う場合は、事前に福岡支部年金係までお問い合わせください。

## 第3節 脱退一時金

### 1 受給要件

被保険者期間が6か月以上である日本国籍を有しない者（国民年金の被保険者でないものに限る）であって、老齢厚生年金の受給資格を満たしていない者（7-5頁参照）は、脱退一時金を請求することができます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、請求できません。

- (1) 日本国内に住所を有するとき
- (2) 障害厚生（共済）年金等の権利を有したことがあるとき
- (3) 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年以上経過しているとき



#### 第4節 障害厚生年金（障害共済年金）

障害厚生年金及び障害共済年金(以下、「障害厚生年金等」という。)は、被保険者期間中に病気やけがをして初めて医師や歯科医師の診察を受けた日（初診日）から1年6月を経過した日又はその傷病が治った日、もしくはその症状が固定し治療効果が期待できない状態になった日（障害認定日）において、その傷病により障害等級が1級から3級までの障害の程度に該当する状態になったとき、障害の程度に応じて支給されます。

この障害等級の認定手続は、身体障害者手帳等が交付されているか否かに関係なく、公立学校共済組合本部において独自に行います。

障害等級が1級又は2級に該当する場合は、原則として国民年金の障害基礎年金（7-26頁参照）も併せて支給されます。

なお、次の傷病については、特例としてそれぞれの日が障害認定日となります。（ただし、その日が1年6月経過したよりも後であれば、1年6月経過した日が障害認定日となります。）

傷病名	障害認定日
人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	その日
心臓ペースメーカー、植込み型の除細動器（ICD） 人工弁を装着したもの	その日
人工透析療法を施行したもの	透析開始から3か月を経過した日
人工肛門を造設、尿路変更術の施行	造設、手術日から6か月を経過した日
新膀胱を造設したもの	その日
上肢・下肢を切断・離断したもの	その日
喉頭を全摘出したもの	その日
在宅酸素療養を行っている場合	在宅酸素療養を開始した日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6か月を経過した日以後 (医学的観点からそれ以上の回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。)
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
CRT（心臓再同期医療機器）、 CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）	装着日
胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換	その日
遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

#### 事後重症制度

傷病によっては、徐々に症状が進行していくものがあります。その傷病の初診日が被保険者である間にあり、障害認定日に3級以上の障害程度に該当しなくても、その日から65歳に達する日の前日までに、同一の傷病により3級以上の障害の状態になったときには、障害厚生年金等が支給されます。

**障害共済年金及び障害厚生年金、経過的職域加算額について**

障害共済年金及び障害厚生年金、経過的職域加算額の支給については平成27年10月1日の被用者年金一元化法施行に伴い、下記のように区分されることとなりました。

適用	支給される年金	職域年金相当部分
初診日及び受給権発生日が施行日(※)より前にある場合	障害共済年金	障害共済年金の中に含む
初診日は施行日(※)より前、受給権発生日は施行日(※)以後にある場合	障害厚生年金 及び 経過的職域加算額	経過的職域加算として支給
初診日が施行日(※)以後にある場合	障害厚生年金	支給無し

※施行日：平成27年10月1日

**1 受給要件**

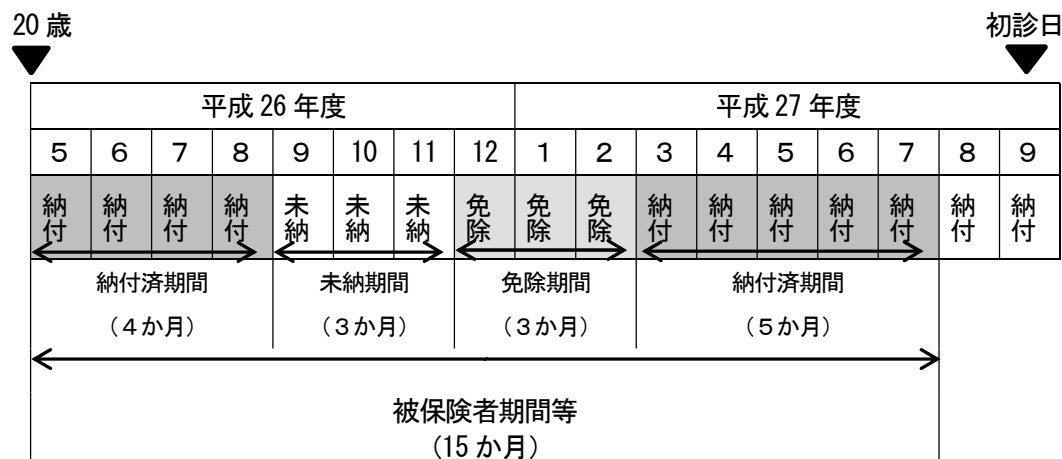
障害厚生年金等は、次の(1)から(3)までの条件すべてに該当する方が受給できます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者である間(共済組合員期間を含む。)に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
- (2) 障害の状態が、障害認定日において障害等級1級から3級までの状態にあること
- (3) 保険料の納付要件を満たしていること(下記参照)

**2 保険料納付要件**

初診日の前日に、初診日がある月の2か月前までの被保険者期間等で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間や共済組合員期間を含む。)と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あることが必要です。

[例1]



<解説> この場合の被保険者期間等は、20歳から初診日がある月の2か月前(平成27年7月)までの15か月です。上記の例では、保険料納付済期間及び保険料免除期間が3分の2以上(10か月以上)あるので納付要件は満たしています。

**※ 保険料の納付要件の特例**

次のすべての条件に該当する場合は、納付要件を満たしたことになります。

- ・ 初診日が令和8年3月31日以前にあること
- ・ 初診日において65歳未満であること
- ・ 初診日の前日において、初診日がある2か月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

[例2]

平成26年度												平成27年度								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納

20歳 初診日  
 ↓ ↓  
 ← 直近1年間の期間 →  
 → 保険料の未納期間がない ←

<解説> 初診日がある月の2か月前までの直近1年間（平成26年8月から平成27年7月まで）に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

\*初診日が平成3年4月30日までにある場合は、納付要件が異なります。

3 公務等によらない障害厚生年金等の額  
 (公務障害厚生年金は7-12頁参照)

$$\text{年金額} = \text{給料比例部分の額 (厚生年金相当額)} + \text{加給年金額} + \text{経過的職域加算額}$$

※該当者のみ                      ※該当者のみ(別途支給)

(1) 給料比例分の額 (厚生年金相当額)

平成15年3月以前の年金額	
平均標準報酬月額 (注1)	$\times \frac{7.125}{1000} \times$
	障害認定日までの被保険者期間のうち平成15年3月以前の月数 (注2)
平成15年4月以降の年金額	
平均標準報酬額 (注1)	$\times \frac{5.481}{1000} \times$
	障害認定日までの被保険者期間のうち平成15年4月以降の月数 (注2)

(注1)

(注1) 平均標準報酬月額及び平均標準報酬額については7-2頁参照。

(注2) 被保険者期間の月数が300月(25年)未満のときは、300月としてそれぞれの期間に応じて期間を按分して計算します。

なお、初診日までの被保険者期間が2以上の厚生年金被保険者区分に該当するときは、それぞれの期間について障害厚生年金を算定し合計金額を支給します。

(2) 経過的職域加算額

7-10頁「4 経過的職域加算額」参照

## (3) 加給年金額

障害等級が1級又は2級の場合、その受給権者によって生計を維持している65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額（224,700円×賃金変動等改定率（7-6頁【表6】（注1）参照））が加算されます。

加給年金額の対象者がいない場合であっても、当該年金の受給開始後に、婚姻等により要件を満たす配偶者を有したときには、加給年金額が加算されます。

なお、配偶者に係る受給要件は、老齢厚生年金の場合と同様です。（7-6頁参照）

加給年金額については、支給の対象となっている配偶者が、被保険者期間の月数が240月以上ある老齢厚生年金や障害厚生（共済）年金等の受給権を有する場合は、その支給が停止されます。

## (4) 障害等級が1級の場合

給料比例部分の額及び経過的職域加算額がそれぞれを乗じた額に  $\frac{125}{100}$  になります。

## (5) 障害の程度が変わった場合の障害厚生（共済）年金の額の改定

障害厚生年金等の受給権者の障害の程度が増進した場合にその者から請求があったとき又は障害の程度が減退したときは、その変わった程度に応じて障害厚生（共済）年金の額が改定されます。

ただし、障害等級が3級の障害厚生年金等については、障害の程度が65歳以上になって増進しても、その額の改定は行われません。

## 4 障害厚生（共済）年金の失権

次の場合には、障害厚生（共済）年金の受給権が消滅します。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく3年を経過し65歳に達したとき

## 第5節 障害手当金

障害手当金は、傷病が治った場合において、障害等級3級よりも軽度の一定の障害が残ったときに次の(1)から(3)までの条件すべてに該当する方が一時金として受給できます。

(1) 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること

\* 国民年金の年金給付又は共済組合等の年金給付の受給権者を除きます。

(2) 障害の状態が、次のアからウまでの条件すべてに該当していること

ア 初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）

イ 傷病が治った日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと（厚生年金保険法施行令別表第二相当）

ウ 障害等級表に定める障害の状態であること

(3) 保険料の納付要件を満たしていること（7-18頁参照）

## 第6節 遺族厚生年金

### 1 受給要件

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が次のいずれかに該当するときに、その遺族に支給されます。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 被保険者であった者が、被保険者資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日に死亡したとき
- (3) 障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
- (4) 老齢厚生年金・退職共済年金の受給権者もしくは従前の制度による退職年金、減額退職年金もしくは通算退職年金の受給権者が死亡したとき
- (5) 被保険者期間等が25年以上ある者が死亡したとき（【表1】経過措置あり）

※ (1) (2) については、死亡した者について、保険料納付済期間または保険料免除期間が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要です。ただし、初診日が令和8年3月31日以前の場合は死亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の2か月前までの1年間のうちに、保険料の滞納がなければ受けられます。

【表1】被保険者期間等の経過措置

生年月日	受給資格期間(注)
昭和27年4月1日以前	20年
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

注) 受給資格期間の年数は、共済組合員期間と第一号厚生年金の被保険者期間（民間等）及び私立学校教職員共済制度の加入者期間を合算した年数です。

上記年数に満たない場合は、国民年金と合わせて25年以上必要です。

### 2 遺族の範囲及び順位

遺族厚生年金を受給できる遺族は、被保険者または被保険者であった者の死亡の当時、その者と生計を共にし、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得655.5万円)以上にならないと認められる次の者です。

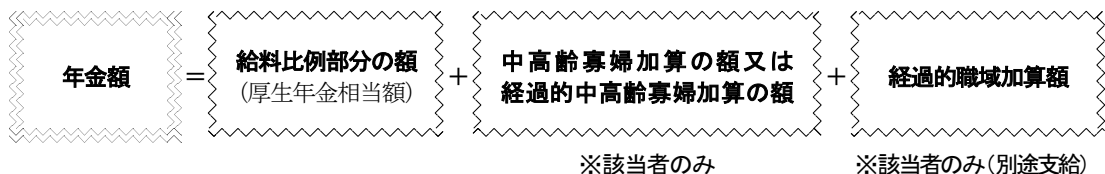
順位	続柄	年齢制限
1	妻	なし (30歳未満で下記に掲げる子がいない場合は5年で失権する。)
	夫	55歳以上であること (60歳まで遺族厚生年金支給停止。但し、遺族基礎年金を受給できる場合を除く。)
	子	18歳の年度末まで 又は障害等級1級・2級に該当する場合は20歳まで (未婚であること)
2	父母	55歳以上であること (60歳まで遺族厚生年金支給停止)
3	孫	18歳の年度末まで 又は障害等級1級・2級に該当する場合は20歳まで (未婚であること)
4	祖父母	55歳以上であること (60歳まで遺族厚生年金支給停止)

※年齢は被保険者の死亡当時

### 3 年金額

遺族厚生年金の額は、原則として、老齢厚生年金の額の4分の3に相当する額です。

遺族厚生年金を受ける者が、子のいない40歳以上65歳未満の妻の場合には、「中高齢寡婦加算」が加算されます。



#### (1) 給与比例部分の額（厚生年金相当額）

給与比例部分の額は、平成15年3月までの年金額と平成15年4月以降の額を以下により算出して合算します。

平成15年3月以前の年金額			
平均標準報酬月額 (注1)	×	$\frac{7.125}{1000}$	×
			×
		平成15年3月以前の 被保険者期間の月数 (注2)	×
			$\frac{3}{4}$
平成15年4月以降の年金額			
平均標準報酬額 (注1)	×	$\frac{5.481}{1000}$	×
			×
		平成15年4月以降の 被保険者期間の月数 (注2)	×
			$\frac{3}{4}$

(注1) 平均標準報酬月額及び平均標準報酬額については7-2頁参照。

(注2) 被保険者期間の月数が300月(25年)未満のときは、300月としてそれぞれの期間に応じて期間を按分して計算します。

なお、被保険者期間が2以上の厚生年金被保険者区分に該当するときは、それぞれの期間について遺族厚生年金を算定し合計金額を支給します。

#### (2) 経過職域加算額

遺族厚生年金とは別に共済組合から支給されます。(7-10頁「4 経過職域加算額」参照)  
※4分の3の額になります。

#### (3) 子のいない中高齢の妻に対する加算（中高齢寡婦加算）

##### ア 40歳以上65歳未満の妻の場合

遺族厚生年金を受けることができる妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳に達した日の属する年度末までの間にある子がいないことにより国民年金の遺族基礎年金を受けることができないときは、前記の算定方法により算出した額に780,900円×改定率×4分の3の額が「中高齢寡婦加算」として加算されます。

##### イ 65歳以上の妻の場合

中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると、自身の老齢基礎年金を受けることになるので、中高齢寡婦加算の額は加算されなくなります。

しかし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで、65歳以上になっても、その者の受ける年金の額が低下しないよう生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的加算（経過的中高年齢寡婦加算）が行われます。

## 4 支給停止

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合には、その支給が停止されます。

- (1) 夫、父母又は祖父母が60歳未満であるとき。  
ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できます。
- (2) 子に対する遺族厚生年金は、同順位者である配偶者が遺族厚生年金を受ける権利を有するとき。  
この場合には、停止された子に対する遺族厚生年金は、配偶者に支給されます。

## 5 遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当したときは、その権利を失います。

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻したとき（事実上の婚姻関係を含む。）
- (3) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったとき（事実上の養子縁組関係を含む。）
- (4) 離縁によって、死亡した組合員であった者との親族関係が終了したとき
- (5) 子又は孫である受給権者が18歳年度末が終了したとき（障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあるときを除く。）
- (6) 障害等級の1級又は2級に該当する状態にある子又は孫である受給権者について、その事情がなくなったとき（18歳年度末までの間にあるときを除く。）
- (7) 子又は孫である受給権者が20歳に達したとき

## 第7節 国民年金（基礎年金）

## 1 通則

共済組合の組合員と組合員の被扶養配偶者は、昭和61年4月1日から国民年金制度にも加入することとなり、共済組合の組合員は、共済組合から支給される共済年金（現在は厚生年金）と併せて、国民年金から基礎年金の支給を受けることになりました。

## (1) 国民年金（基礎年金）の種類

年金名	内 容
老齢基礎年金	組合員期間、国民年金及び厚生年金保険等の加入期間を合算して10年以上ある者が、65歳に達したときに支給されます。
障害基礎年金	共済組合、国民年金及び厚生年金保険等の加入期間中に初診日のある傷病により、障害認定日において、障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態になったとき支給されます。（障害等級が3級の場合には支給されません。） ただし、保険料の納付要件を満たしていないときは、この障害基礎年金は支給されません。
遺族基礎年金	組合員又は老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たした者が死亡した場合に、その遺族に支給されます。遺族とは、その者によって生計を維持していた子のある妻（平成26年4月1日以降は配偶者）又は18歳に達した日の属する年度末までの間にある子です。 ただし、死亡した方が保険料の納付要件を満たしていないときは、この遺族基礎年金は支給されません。

## (2) 国民年金の被保険者資格

## ア 強制加入の被保険者

区 分	内 容
第1号被保険者	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者 (第2号及び第3号被保険者を除く)
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者(共済組合等の組合員を含む。)
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者

## イ 任意加入の被保険者

次の者は、申し出により国民年金の第1号被保険者として任意加入することができます。

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の被用者年金制度の老齢(退職)年金の受給者
- ② 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者で満額の老齢基礎年金を受けられない者
- ③ 日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者

## (3) 基礎年金の保険料

自営業者など第1号被保険者の負担する保険料は定額となっており、個人で納付する必要がありますが、組合員(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)の基礎年金に係る費用は、被保険者(組合員)の掛金と事業主の負担金の中で賄われ、各制度が拠出金という形で負担していますので、組合員やその被扶養配偶者が個々に国民年金の保険料を支払う必要はありません。

## 2 国民年金の種別の変更届

60歳未満の組合員が退職(資格喪失)すると、組合員の国民年金の被保険者種別が、第2号から第1号又は第3号に変更になります。

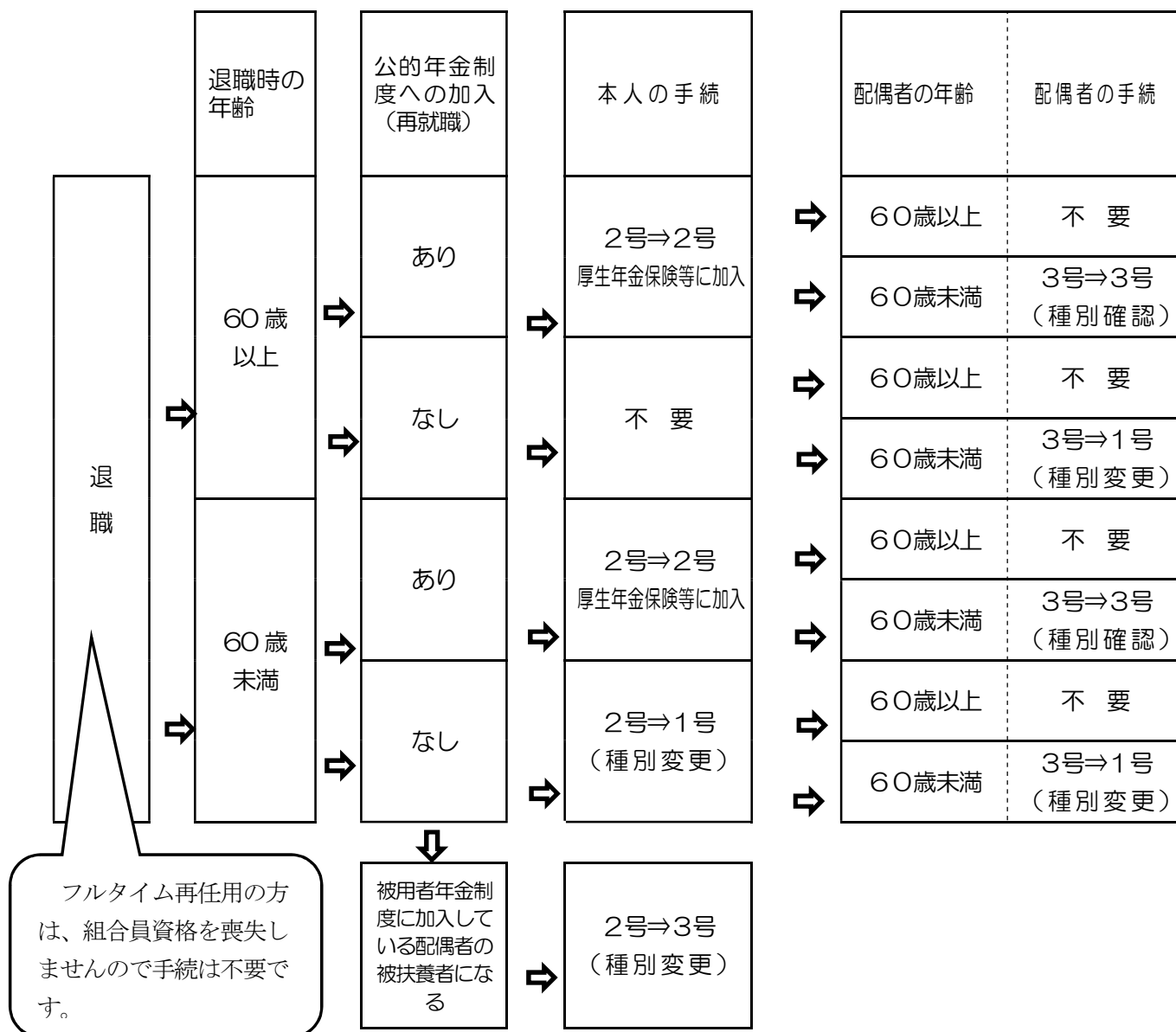
また、その組合員に60歳未満の被扶養配偶者がいる場合も併せて第3号から第1号に変更となります。

第1号に変更となる方は、退職後14日以内に「国民年金被保険者資格取得届(申出)書・国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届書」を市区町村役場に届けなければなりません。

また、第3号に変更となる方は、配偶者が加入している健康保険組合や共済組合に被扶養者の認定手続を行うとともに「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認届(3号該当)」を提出しなければなりません。



組合員の退職後の国民年金等の加入・変更手続きについて



※ 国民年金第1号被保険者への種別変更手続は、お住まいの市区町村の国民年金担当課となります。

その他の種別変更や種別確認手続は、再就職先の事業主（本人が国民年金第3号被保険者となる場合は配偶者の勤務先）を通じて手続をしてください。

※ 国民年金第2号被保険者が65歳になったとき、国民年金第3号被保険者がいる場合は、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への種別変更手続が必要になります。

### 3 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、昭和61年4月1日において60歳未満の者（大正15年4月2日以降に生まれた者）が対象になります。

#### (1) 受給要件

次の期間の合算した期間が10年以上あるとき、65歳から支給されます。

- ア 保険料納付済期間（被用者年金の被保険者又は組合員であった期間で昭和36年4月1日以降の期間を含む。）
- イ 保険料免除期間
- ウ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
- エ 従前の国民年金制度に任意加入できたが、任意加入しなかった期間
- オ 20歳以上60歳未満で、任意加入できる年金受給者などが任意加入しなかった期間
- カ 昭和36年4月1日まで引き続き公的年金制度に加入していた期間

※ アの20歳未満の期間及び60歳以上の期間又はエ～カの期間は、基礎年金の受給資格期間を満たしているかどうかを判断する際に算入される期間であり、年金額の基礎にはなりません。

#### (2) 年金額

20歳から60歳までの40年間、保険料を納付した場合に、780,900円×改定率（注）となります。

（注）国民年金法第27条に規定する改定率（令和5年度は1.018）

#### (3) 配偶者の老齢基礎年金

老齢厚生年金（退職共済年金）の受給者に被扶養配偶者がいる場合、被扶養配偶者が65歳未満である等、一定の条件を満たすときは、老齢厚生年金（退職共済年金）に加給年金額が加算されます。

（7-6頁「加給年金額」参照）

この加給年金額は、配偶者が65歳になると配偶者自身に「老齢基礎年金」が支給されるため、支給されなくなります。

なお、老齢厚生年金（退職共済年金）の加給年金額の対象であった配偶者で、昭和41年4月1日までに生まれた方には、生年月日に応じて、自身の老齢基礎年金に加給年金額の振替額が加算されます。これは、国民年金が昭和36年4月の発足から昭和61年3月までは任意加入であったため、該当期間における老齢基礎年金の額が低くなるのを防ぐために設けられました。

なお、配偶者自身に厚生年金被保険者（共済組合の組合員）期間が20年以上ある場合は振替額の加算はありません。

### 4 障害基礎年金

#### (1) 受給要件

国民年金の被保険者が病気やけがにより、障害等級1級又は2級の障害の状態になったときに、支給されます。ただし、初診日の前日において保険料納付要件を満たしていない場合には支給されません。

#### (2) 年金額

障害等級1級の場合	780,900円×改定率(注)×1.25
障害等級2級の場合	780,900円×改定率(注)

子の加算額

障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた18歳に達する日の属する年度末までの間にある子又は20歳未満で障害等級1級又は2級の障害の状態にある子がいるときは、次の額が加算されます。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目（1人につき）	各 224,700円×改定率(注)
3人目以降（1人につき）	各 74,900円×改定率(注)

(注)国民年金法第27条に規定する改定率（令和5年度は1.018）

5 遺族基礎年金

(1) 受給要件

国民年金の被保険者が死亡した場合又は老齢基礎年金の受給資格期間（25年以上）を満たした者が死亡した場合に、その遺族に支給されます。

ただし、保険料納付要件を満たしていない場合には支給されません。

(2) 遺族の範囲

被保険者等が死亡したときに、その者と生計を共にし、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得655.5万円)以上とならない次の要件に該当する子のある配偶者又は子に支給されます。

ア 妻（夫）については、次のイの子と生計を同じくしていること

イ 子については、18歳に達する日の属する年度末までの間にある者又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にある者で、かつ、婚姻していないこと

(3) 年金額

配偶者に支給する遺族基礎年金額

定 額 780,900円×改定率(注)	+	子の加算額（1人につき） 2人目まで 224,700円×改定率(注) 3人目以降 74,900円×改定率(注)
------------------------	---	---

子に支給する遺族基礎年金額

定 額 780,900円×改定率(注)	+	子の加算額（1人につき） 2人目 224,700円×改定率(注) 3人目以降 74,900円×改定率(注)	) ÷子の数
------------------------	---	---	--------

(注)国民年金法第27条に規定する改定率（令和5年度は1.018）

(4) 支給停止

遺族基礎年金は、次の場合には、その支給が停止されます。

ア 子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間支給が停止されます。

イ 子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくするその子の父又は母があるときは、その間支給が停止されます。

## 第8節 年金の事務手続

### 1 履歴事項の事前登録

共済組合は共済組合員の将来の年金受給等に備え、地方公務員等共済組合法施行規程第90条の規定に基づき、共済組合員ごとに履歴書及び履歴書に基づく組合員期間、給料並びに期末手当等の額に関する事項を整備しています。

履歴事項の事前登録とは、履歴書の提出を受け、これらの事項を整備し登録するものです。共済組合では組合員が50歳になったときに事前登録を行っています。

#### ※ 履歴書について

年金を算定するためには、正しい組合員期間と給与を登録する必要があります。正しい組合員期間と給与とは、履歴書に基づいて整備された組合員期間と給与のことをいい、共済組合には、組合員期間と給与の整備が義務付けられています。

そのため、該当する組合員の事前登録等の手続時には、所属所長の奥書証明（但し、停職以上の懲戒処分を受けたことがある組合員については任命権者の証明）を付した履歴書の提出をお願いしています。履歴書を提出する際には、記載漏れ等の無いようご確認の上、提出してください。

### 2 年金受給者の転入・再就職時の手続

年金受給権者が公立学校共済組合に一般組合員として転入又は再就職（短期組合員から一般組合員への種別変更を含む）した場合は、転入届書又は組合員申告書（資格取得届）と併せて「年金受給権者再就職届書」（様式7-37頁）及び共済組合の年金証書（原本）を福岡支部年金係に提出してください。

なお、公立学校共済組合以外の共済組合の年金を受給している場合は、公立学校共済組合で再度年金の決定請求を行っていただくことになります。

### 3 請求時の手続

#### (1) 在職中に支給開始年齢に到達した時（決定請求）

組合員が生年月日に応じた支給開始年齢に到達したとき、支給開始年齢到達時までの組合員期間と平均標準報酬額で年金を決定します。

#### 請求書等の送付時期及び送付先

支給開始年齢の1か月前までに、所属所を通じて福岡支部から関係書類をお送りしますので、必要書類を取り揃えの上、誕生日以降1か月以内に提出してください。

#### ●提出書類（全員）

書 類	備 考
年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	金融機関の窓口証明又は通帳、キャッシュカードの写しを添付
履歴書（注1）	A4判
マイナンバーカード両面（又は通知カード）の写し	組合員ご本人分のみ

## ●該当者のみ提出するもの

書 類	備 考
雇用保険被保険者証の写し	雇用保険に加入したことがある方 ※再任用ワカタイム職員は雇用保険に加入しています。
年金受給選択申出書	障害又は遺族年金を受給しているとき
老齢厚生年金 障害者特例・繰上げ調整額請求書	障害による特例年金を請求される方

## ●加給年金額対象者がいる方のみ提出するもの（配偶者や加給年金額対象となる子がいる場合）

書 類	備 考
配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し	年金手帳、ねんきん定期便、年金証書等
戸籍謄本（世帯全員分）（注2）	
住民票（世帯全員分）（注2）（注3）	
① 配偶者又は子の所得額証明書又は課税（非課税）証明書（注2）（注3）	①から③の書類のうちいずれか1つを添付してください。 ※義務教育終了前の子の場合は添付不要
② 配偶者又は子の被扶養者証（写し）	
③ 子の学生証（写し）又は在学証明書	

（注1）履歴書は所属所長の奥書証明を付したものを1部提出してください。

ただし、昭和61年4月以降に停職以上の処分を受けた組合員については、任命権者の証明を付した履歴書を2部提出してください。

どちらの場合も期末手当等の額の記載されたものがが必要です。

（注2）市区町村発行の書類は、受給権発生日以降に発行を受けたものがが必要です

ただし、共済組合で受け付けたときに発行から6か月を超えている場合は無効となります。

（注3）マイナンバーを記入して請求される場合、上記の書類を省略することができます。ただし、マイナンバーにより情報連携ができない場合等は、別途追加の書類をお願いすることがあります。

※その他必要書類がある場合は福岡支部から別途連絡します。

## （2）在職中に65歳に達した時

特別支給の老齢厚生年金は65歳に達すると、その受給権は消滅し、老齢厚生年金の請求手続を行っていただくこととなります。この65歳からの老齢厚生年金は「繰下げ請求」（7-14頁参照）ができるため、繰下げ請求を希望する場合は66歳以降に老齢厚生年金の請求手続を行っていただくこととなります。

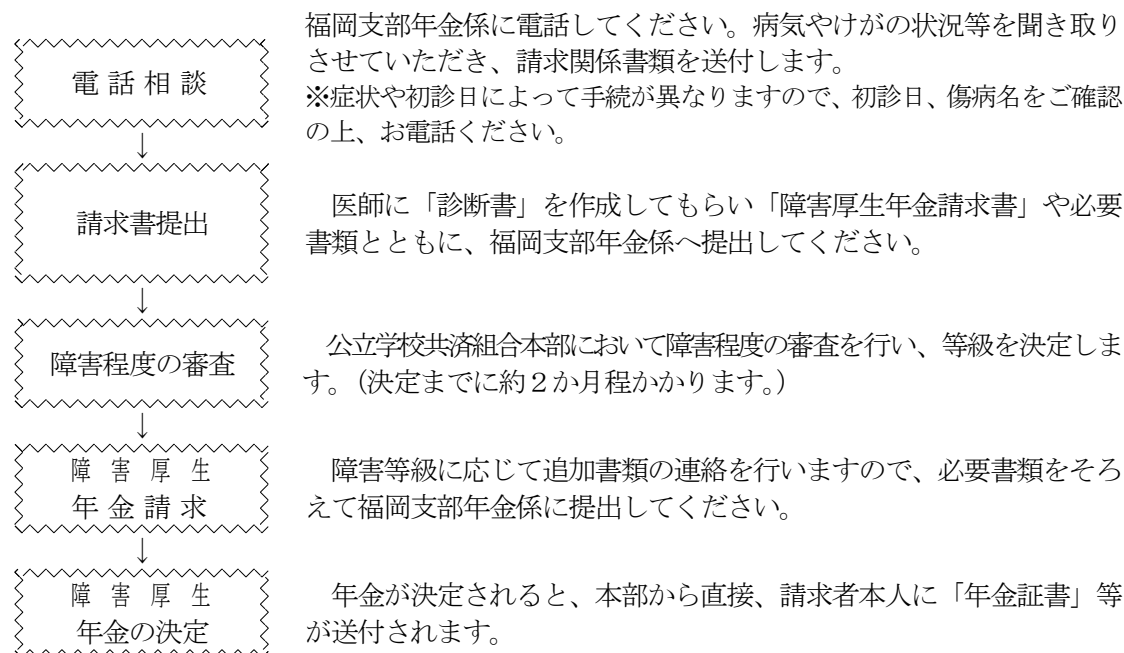
## 請求書等の送付時期及び送付先等

65歳になる1、2か月前に公立学校共済組合福岡支部から、「老齢厚生年金請求書」と、その他の請求関係書類を所属所を通じて送付します。「老齢厚生年金請求書」では繰下げ請求をするかどうか、の意思表示をしていただくこととなります。

4 障害厚生年金の請求手続

(受給要件等については7-17頁「第4節 障害厚生年金」参照)

障害厚生年金請求手続の流れ



提出書類 (全員)

書 類	備 考
年金請求書 (国民年金・厚生年金保険障害給付)	
戸籍抄 (謄) 本 (注1)	
診 断 書	
病歴・就労状況等申立書	
障害給付請求事由確認書	
履歴書(注2)	A4判

(注1) 戸籍抄 (謄) 本等は、受給権発生日以降に発行を受けたものが必要です。

ただし、共済組合で受け付けたときに発行から6か月を超えている場合は無効となります。

(注2) 履歴書は所属所長の奥書証明を付したものを1部提出してください。

ただし、昭和61年4月以降に停職以上の処分を受けた組合員については、任命権者の証明を付した履歴書を2部提出してください。

どちらの場合も期末手当等の額の記載されたものが必要です。

追加書類

書 類	備 考
受診状況等証明書	診断書で初診日が確定できないとき
年金受給選択申出書	併給調整の対象となる他の年金の受給権者 (退職共済年金を含む)
加給年金額対象者に関する書類 (7-29頁「加給年金額対象者がいる方のみ提出するもの」参照)	障害程度が1級又は2級に認定され、加給年金額の対象者がいる者

## 5 遺族厚生年金の請求手続

## (7-21 頁「第6節 遺族厚生年金」で受給要件等を確認すること)

遺族厚生年金は、一般組合員又は一般組合員であった者が死亡したときに、その者の遺族に支給されます。

なお、子のある配偶者又は子が請求する場合には、国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

## 提出書類（全員）

書 類	備 考
年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）	
遺族一時金決定請求書	
履歴書(注1)	
戸籍謄本(注2)	
世帯全員の住民票(注2)（注3）	元組合員が記載されていない場合、「除票」も必要です
請求者の所得額証明書(注2)（注3）又は組合員被扶養者証（写）	
請求者の基礎年金番号が確認できる書類の写し(注3)	年金手帳、ねんきん定期便、基礎年金番号通知書の写し等
死亡診断書又は死体検案書の写し	

(注1) 履歴書は所属所長の奥書証明を付したものを1部提出してください。

ただし、昭和61年4月以降に停職以上の処分を受けた組合員については、任命権者の証明を付した履歴書を2部提出してください。

(注2) 市区町村の発行書類は、受給権発生日以降に発行を受けたものがが必要です。

ただし、共済組合で受け付けたときに発行から6か月を超えている場合は無効となります。

(注3) マイナンバーを記入して請求される場合、上記の書類を省略することができます。ただし、マイナンバーにより情報連携ができない場合等は、別途追加の書類をお願いすることがあります。

## 場合に応じて添付するもの

書 類	備 考
年金受給選択申出書	遺族が併給調整の対象となる他の年金の受給権者である場合
年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）（別紙）	他の同順位の遺族がいる者

## 6 年金請求書等の提出先

在職中の老齢厚生年金の「決定」請求書及び障害厚生年金及び遺族厚生年金の請求書については、福岡支部年金係に提出してください。

## 7 年金が決定するまでの手順

請求書等は、福岡支部において受付順に内容を確認し、公立学校共済組合本部あて進達します。

その後、本部で受付順に審査、決定（改定）をして、年金「決定」請求者には年金証書、決定通知書、年金決定計算書及び「年金のあんない」が、「改定」請求者には改定通知書がそれぞれ本人あて直接送付されます。

年金が決定（改定）されるまでには、書類が整備されている場合で受付から約4～5か月かかります。

## 8 年金受給者の今後の手続

年金受給開始後の諸手続は、すべて本人が直接公立学校共済組合本部（連絡先 7-33 頁）に行わなければなりません。

年金決定通知書と一緒に送付される「年金のあんない」及び毎年6月と12月に本部から送付される「年金フォーラム」には、年金を受給していく上で必要な事項等が記載されていますので、必ずお読みください。

## 9 退職届書の提出（一般組合員の資格を喪失する場合）

### （1）年金待機者の手続（年金受給権が発生していない方）

退職時に「退職届書」を提出した年金受給権がない者は、年金待機者となり「年金待機者となられた方へ」及び年金待機者番号が付された「年金待機者登録通知書」が公立学校共済組合本部から送付されますので、大切に保管してください。

年金待機者が年金受給要件を満たした場合の年金の請求手続は、本人が直接本部に行うことになっています。

この場合、支給開始年齢に到達する月の1か月前までに、本部又は日本年金機構から請求書等の諸用紙が送られてきますので、速やかに年金請求を行ってください。

なお、退職後に住所・氏名等を変更された場合は「年金待機者異動報告書」により本部あて報告してください。

### （2）年金受給者の手続

老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権者が共済組合の一般組合員の資格を喪失する時（退職時）には退職届書を提出していただくことになります。この手続により、年金の在職支給停止が解除されるとともに、年金決定請求後から退職までの組合員期間及び標準報酬額が年金に反映されます。

年金受給権のある組合員に、毎年2月頃、退職届書と次年度の任用についての「再就職に関する調査票」を所属所を通じて送付します。年度末で一般組合員資格を喪失する場合には退職届書等を提出してください。次年度も引き続き一般組合員資格が継続する場合は「再就職に関する調査票」のみ提出してください。

## 提出書類

書 類	備 考
退職届書（様式 7-34 頁）	
履歴書（注1）	
履歴証明願	
再就職に関する調査票（注2）	

（注1）履歴書は所属所長の奥書証明を付したものを1部提出してください。

ただし、昭和61年4月以降に停職以上の処分を受けた組合員については、任命権者の証明を付した履歴書を2部提出してください。

どちらの場合も期末手当等の額の記載されたものが必要です。

（注2）年金受給者のみ

## 場合に応じて添付するもの

書 類	備 考
戸籍抄本	退職届書と履歴書の氏名が異なっているとき



## 10 退職届書の提出先

退職届書は、退職日の翌日から受付を行います。記入事項及び添付書類等をよく確認の上、下記の区分により提出してください。

なお、書類等を提出されるときは、書類を折らないように送付してください。

## 提出先

組合員の区分	提出先
福岡市立の学校（幼稚園を含む）	福岡市教育委員会 教職員第一課
北九州市立の学校（幼稚園を含む）	北九州市教育委員会 教職員課
福岡市・北九州市立以外の市町村立小・中・義務教育・特別支援学校	各教育事務所 総務課管理係
県立学校	公立学校共済組合福岡支部 年金係
その他 (大学・町村関係職員等)	

## 11 退職後（一般組合員資格喪失後）の問い合わせ先

## ※公立学校共済組合本部の連絡先

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

公立学校共済組合本部年金相談センター

TEL 03-5259-1122 (年金相談専用電話)

受付時間 午前9時～午後5時30分 月曜日から金曜日  
(祝日・年末年始を除く)

証明書等再交付自動受付専用電話

TEL 03-5259-8852 (24時間受付)

再交付する帳票名 { 源泉徴収票  
扶養親族等申告書  
年金加入期間確認通知書

## ※ 公立学校共済組合本部における事務

年金の審査・決定

年金の支払い・所得税の徴収

扶養親族等申告書の受理

標準報酬月額等の受理

年金加入期間確認通知書の発行（年金受給者及び待機者）

年金額等の証明

住所・金融機関等の異動届書の受理

基礎年金裁定請求書の受理（公務員の期間のみの方）

## ※ 国民年金の基礎年金番号通知書の再交付依頼先

日本年金機構 記録管理部記録業務グループ共済組合係

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀5-7-1

TEL 0422-43-8211

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入してください。

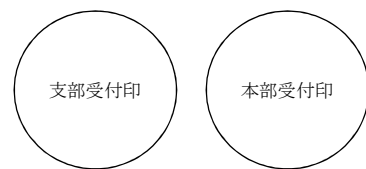
支部	組合員番号										
<b>退職届書</b> [共済組合提出用]											
公立学校共済組合理事長 殿											
届出日 令和 年 月 日											
退職者	フリガナ										
	氏名 (氏) (名)										
生年月日	元号	年	月	日	性別						
昭平令					男・女						
退職年月日	元号	年	月	日	旧姓	改姓年月日	基礎年金番号	障害状態の有無			
	昭平令					昭平令 年 月 日	—	有・無			
所属機関名 職名	所属機関名				職名		待機者番号(前歴あり)		種別	証書番号	
退職者の 住所等	郵便番号	住所	フリガナ	都・道 府・県	市・郡 区(東京都)	町・村 区(指定都市)					
	上欄住所 のつづき	フリガナ	町名 番地等								
	電話番号	☐市外局番から記入してください。									
	電話番号										
退職者の 配偶者	配偶者の有無	無・有	「有」の場合は 記入して下さい。	配偶者の 生年月日	元号	年	月	日	配偶者を扶養していますか	している・していない	
	無・有			昭平令					—	—	—

退職届書の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属機関名  
及び職名

所属機関の長  
氏名



共済組合記入欄(任意)																					
重複期間	退年・減退 の受給権	みなし25年 の退共権	退職事由	義務 非義務	所属 区分	職名	給付 制限	一時金支給額													
								種別	一時金額	受給日											
有・無	有・無	有・無	普通・定年・勸奨・失職	義・非						元号	年	月	日								

審査	作成者

# 履 歴 証 明 原 頁

組合員証番号							
--------	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ 氏 名		フリガナ 改姓前氏名
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
所属所名	退 年 月 日 職 日	令和 年 月 日
組合員住所		
用 途	長期給付請求のため	
必要な書類	ア 任命権者の証明のある履歴書 2部 (期末手当等の記載のある履歴書 2部を含む) イ 期末手当等のみの記載のある履歴書 1部 ※ ア、イいずれか必要な方を○で囲む	

上記のとおり証明くださるようお願いします。

令和 年 月 日

任命権者 殿

氏 名

**注 意 事 項**

- 1 アの履歴書が必要な方は、履歴事項の事前登録が完了していない者で、昭和61年3月以前の組合員期間を有する者及び昭和61年4月以降停職以上の懲戒処分がある者。その場合、この依頼文書に履歴書を3部添付するものとし、そのうちの1部は所属所長の奥書証明を受けてください。その1部は任命権者が保管し、残り2部に履歴証明を受けることになります。
- 2 アの履歴書が必要な方で、県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教職員については、人事給与システムにより「期末手当等のみの記載のある履歴書」3部を出力の上、上記履歴書それぞれに必ず添付してください。
- 3 イの履歴書が必要な方は、履歴事項の事前登録が完了している方（提出年度中に50歳以上の方）又は組合員期間が昭和61年4月1日以降のみの方で、停職以上の懲戒処分がない方のみです。

(提出先)

福岡市立の学校	福岡市教育委員会（教職員第一課）
北九州市立の学校	北九州市教育委員会（教職員課）
福岡市・北九州市立以外の市町村立学校	所管の福岡県教育庁教育事務所
県立学校（教育職）	福岡県教育委員会（教職員課）
県立学校（行政・労務職）教育委員会事務局	福岡県教育委員会（総務課）
町村関係・その他	関係市町村等

# 老齡厚生年金等試算依頼書

令和 年 月 日

公立学校共済組合福岡支部長 殿

老齡厚生年金等の試算を依頼します。

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

組 合 員 証 番 号 又 は 待 機 者 番 号	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所 属 所	
退 職 年 月 日 又 は 仮 定 退 職 年 月 日	年 月 日

※ 84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

年金受給権者再就職届書

フリガナ 受給権者氏名		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
年金証書 記号番号	□□ - □□□□□□□□□□	年金の種類		
所属機関又は勤 務先の名称及び 所在地				
所属共済組合	公立学校共済組合 福岡支部	所属所		
再就職年月日	令和 年 月 日	組合員種別	一	般
上記のとおり再就職したので届け出ます。 公立学校共済組合理事長 殿 令和 年 月 日				
届出者 { 下 住 所 氏 名 } 所属機関の長 { 所属機関名 及び職名 氏名 }				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日				

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書（原本）を添付してください。

【記入例】

施行規程第 160 条

年金受給権者再就職届書

年金の種類に「特別」と付いているもの  
(特別支給の年金)は、再就職年月日時  
点で65歳未満の組合員のみ、記入及び  
年金証書の提出が必要。

フリガナ 受給権者氏名	キョウサイ タロウ 共済 太郎		生年月日	大正 昭和 33年 1月 1日 平成
年金証書 記号番号	3 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1		年金の種類	老齢厚生年金、退職共済年金
所属機関又は勤 務先の名称及び 所在地	〇〇市立〇〇小学校 〇〇市〇〇1丁目1番1号			
所属共済組合	公立学校共済組合 福岡支部	所属所	〇〇市立〇〇小学校	
再就職年月日	令和 6年 4月 1日	組合員種別	一 般	
上記のとおり再就職したので届け出ます。 公立学校共済組合理事長 殿 令和 6年 4月 1日	届出者	〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所 〇〇市〇〇1丁目1番1号 氏名 共済 太郎		
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 6年 4月 1日	所属機関の長 及ひ職名 氏名	所属機関名 〇〇市立〇〇小学校 校長 福岡 花子		

共済組合の年金のみ記入。  
(国民年金、日本年金機構、日本私立学  
校振興・共済事業団等の年金は記入及  
び年金証書の提出不要。)

短期組合員は提出不要。

この届書は、再就職先の共済組合を経由して提出してください。この場合、年金証書（原本）を添付してください。